

議案第 38 号

北本市税条例の一部改正について

北本市税条例の一部を次のように改正する。

平成 21 年 5 月 19 日 提出

北本市長 石 津 賢 治

北本市税条例の一部を改正する条例

北本市税条例（昭和 29 年条例第 6 号）の一部を次のように改正する。
附則第 10 条の 2 第 8 項中「附則第 7 条第 9 項各号」を「附則第 7 条第 10 項各号」に改め、同項を同条第 9 項とし、同条第 7 項中「附則第 7 条第 8 項各号」を「附則第 7 条第 9 項各号」に改め、同項を同条第 8 項とし、同条第 3 項から第 6 項までを 1 項ずつ繰り下げ、同条第 2 項中「附則第 7 条第 2 項各号」を「附則第 7 条第 3 項各号」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 法附則第 15 条の 7 第 1 項又は第 2 項の住宅について、これらの規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の 1 月 31 日までに次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第 7 条第 2 項に規定する書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所及び氏名又は名称
- (2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積
- (3) 家屋の建築年月日、登記年月日及び当該家屋を居住の用に供した年月日
- (4) 当該年度の初日の属する年の 1 月 31 日を経過した後に申告書を

提出する場合には、同日までに提出することができなかった理由

附 則

- 1 この条例は、平成21年6月4日から施行する。
- 2 改正後の附則第10条の2第2項の規定は、この条例の施行の日以後に新築された同項に規定する住宅に対して課すべき平成22年度以後の年度分の固定資産税について適用する。